

資料提供	
令和8年6月17日	
担当課 (担当者)	感染症対策センター (杓岐、虎尾)
電話	0857-26-7153

県内における手足口病警報の発令

感染症発生動向調査における手足口病の集計速報値(令和8年第24週:6月8日～6月14日)で、下記のとおり西部地区の患者報告数が警報開始基準値である1定点当たり5人に達したことから、本日、県内全域に手足口病警報を発令しました。

今後も大きな流行が継続するおそれがありますので、県民の皆さまにおかれましては、手洗い等の徹底により感染予防・感染拡大防止に御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 発令地区

鳥取県全域

2 定点当たり患者報告数(令和8年第24週(6月8日～6月14日))

区分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	2.74人	0.25人	3.75人	5.00人
患者数	52人	2人	15人	35人

3 県民の皆様へのお願い

- 発熱、手や足の発疹、口腔内の粘膜疹などの症状があった場合は、早めに医療機関を受診しましょう。
- 飛沫・接触感染するため、個人衛生の徹底(手洗い等)をしましょう。

4 手足口病とは

- コクサッキーウイルス等、複数の病原ウイルスによって起こる感染症です。
- 2～7日の潜伏期(通常3～4日前後)を経て発症し、手、足、臀部(でんぶ)の皮膚発疹と口腔内の粘膜疹を特徴とし、38度台の熱が出ることもあります。通常1週間で軽快します。
- 口腔内の痛みで食物や水分の摂取が困難な場合があります。
- 乳幼児・小児に多く発症します。
- まれですが、髄膜炎や脳症等の合併症があります。

<参考>

1) 警報について

以下の基準に基づき、警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
発令	定点当たりの患者数 5人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 2人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

≪今回の例≫

- ・西部地区で警報発令の基準値5人を超えたことから、警報発令基準を満たす→**警報を発令**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和8年5月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	209,953人	40.4%
中部地区	91,221人	17.6%
西部地区	217,920人	42.0%
合計	519,094人	100%

2) 過去の警報発令日・解除日(直近)は、以下のとおりです。

- ・警報発令日:令和6年7月3日→解除日:令和6年12月11日

3) 県内の小児科定点医療機関:19の小児科の医療機関(東部8、中部4、西部7)

4) 定点当たり患者数とは、1週間に手足口病で定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。

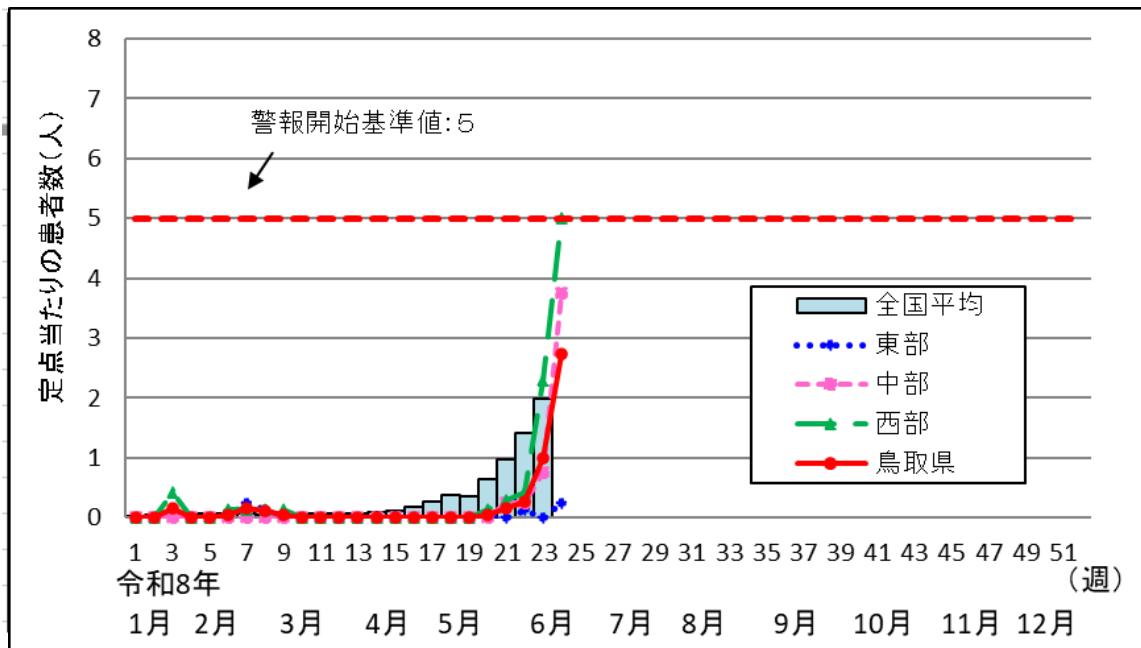
手足口病の流行状況

1 鳥取県と全国の手足口病患者発生状況(定点当たりの患者数、単位:人)

	3月		4月					5月				6月	
週	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0.05	0.16	0.26	1.00	2.74
全国	0.06	0.06	0.08	0.11	0.18	0.26	0.38	0.35	0.65	0.98	1.41	1.98	集計中

※鳥取県の手足口病定点医療機関は19、全国の定点医療機関は約2,000あります。

2 地区別発生状況グラフ



3 年次別発生状況グラフ

